

記載要領等	特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書
-------	----------------------

《使用目的等》

この明細書は、特定の美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人（寄託相続人）が、「寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」又は「寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」に対する税務署長の承認を受けている場合において、寄託契約の終了の日又は寄託先美術館の登録の取消等の日^(注)から1年を経過する日までに、承認申請に係る特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託した場合に使用してください。

（注） 「寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」による承認の場合には、寄託契約の終了の日になり、「寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」による承認の場合には、寄託先美術館についてその登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消がされた日になります。

《添付書類》

新寄託先美術館の設置者との間で締結した寄託に係る契約書の写しその他の書類で「特定美術品をその設置者に寄託をしている旨」及び「その寄託をした年月日」を明らかにする書類